中部ブロックにおける審査上の取扱い（ブロック取決）のご案内

令和8年11月1日

令和５年７月７日及び令和７年８月８日にお知らせした以下の中部ブロック（※）の審査委員会における審査上の取扱い（ブロック取決）については、支払基金本部に設置した「審査の一般的な取扱いに関する検討委員会」において検討され、「審査の一般的な取扱い（医科）」として公表されましたので、お知らせします。

（※） 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

【中部ブロック取決事項】

医　科

No.	取扱い	根拠	備考
1	手術「K533 食道・胃静脈瘤硬化療法（内視鏡的によるもの）（一連として）」施行後１週間程度における「APC 地固め療法」を行った場合の手技料の算定については、１週間以内（＝７日以内）は一連となり、手術料の算定については、原則として認められない。 なお、7日経過した後の「 APC 地固め療法」を行った場合の手術料は算定できる。	通知において「一連とは１週間を目安とする。治療上の必要があって初回実施後１週間を経過して実施した場合は改めて所定点数を算定する。」とあり、再度の算定は「1 週間を経過」してから可能となる。 よって、１週間以内（＝７日以内）の「K533 食道・胃静脈瘤硬化療法（内視鏡的によるもの）（一連として）」は一連となり、手術料の算定については、原則として認められないと判断した。 なお、7日経過した後の「 APC 地固め療法」を行った場合の手術料は算定できると判断した。	令和８年８月31日に「支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）」として公表
2	傷病名「足関節捻挫」に対する B001 の 28 小児運動器疾患指導管理料の算定は、原則として認められない。	留意事項通知において定められている対象疾患のとおり、足関節捻挫に対する小児運動器疾患指導管理料の算定は、原則として認められないと判断した。 なお参考として、全国整形外科保険審査委員会議において「単なる外傷性疾患（変形を伴わないもの）は認めない」となっている。	令和８年９月30日に「支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）」として公表

本件に関する問合せ先
中部審査事務センター
内科・歯科審査室　内科審査課　（TEL:052-854-6804）川端
（TEL:052-854-6858）加藤
外科・混合審査室　脳外科・外科審査課（TEL:052-854-6788）小林
（TEL:052-854-7851）橋本